

特別養護老人ホーム 海山荘

短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

受付時間 平日・8:00～17:00
 電 話 0548-53-1230
 F A X 0548-53-1231
 担 当 者 生活相談員

2. 短期入所生活介護の内容

(1) ご利用場所

- ① 介護保険指定番号・静岡県 第 2275800015 号
 ② 施 設 の 名 称 社会福祉法人正廉会 特別養護老人ホーム 海山荘
 ③ 施設の所在地 静岡県牧之原市片浜 1013 番地の 1
 ④ 管 理 者 施設長 小野田 茂喜
 ⑤ 入 所 定 員 10 人
 ⑥ 第三者評価

第三者評価の有無	有・無	実施した直近の年月日	
実施評価機関の名称		評価結果の開示状況	有・無

(2) 居室等の概要

居室・設備の種類	ショートステイ	備 考
個 室	10 室	入居される居室は、すべて 1 人部屋です。
合 計	10 室	
共同生活室	1 室	
浴 室	1 室	
機 械 浴 室	1 室	ユニット型介護老人福祉施設と兼用
医 務 室	1 室	

(3) 職員の配置と勤務体制

職 種	常勤換算	勤 務 体 制
1. 施 設 長 (管理者)	1 名 (兼務)	08:30～17:30
2. 介 護 職 員	3 名以上	早番: 06:30～15:30 日勤: 08:30～17:30 遅番 A: 12:00～21:00 遅番 B: 12:30～21:30 夜勤: 21:30～06:30
3. 生活相談員	1 名	08:30～17:30
4. 看 護 職 員	3 名以上 (兼務)	08:30～17:30
5. 機能訓練指導員	1 名 (兼務)	08:30～17:30

6. 医 師	非常勤	毎週水曜日 14:00～16:00
7. 歯 科 医 師	非常勤	非常勤（不定期）
8. 栄 養 士	1 名（兼務）	08:30～17:30

3. 利用料金

利用料金は、介護保険法に定める基準により、別紙「短期入所利用料金表」の利用料の合計額となります。

※短期入所生活介護ご利用の中止について

① 利用開始予定日以前の中止

入所前にご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

中止届出時間	料 金
入所日当日の午前 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無料
入所日当日の午前 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合	給食材料費、居住費： 別紙料金表の金額を頂戴いたします

② 利用期間中の中止

以下の事項に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

4. 利用料の支払方法

利用料金・費用は、短期入所生活介護利用月の 1 か月分ごとに毎月末日に集計・計算し、請求明細書を翌月 20 日までに送付しますので、翌月 27 日（金融機関が休業日の場合は翌日）に利用者の指定する金融機関の口座からの自動引落としによる方法でお支払いいただきます。

引き落とし手数料は毎月利用者様負担となります。

現金払いを希望される場合は、すみやかに施設窓口にてお支払いください。

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申出によりいつでも解約できます。この場合その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、要支援・非該当（自立）と認定された場合

③ その他

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも拘らず 30 日以内に支払わない場合
- ・ご利用者やご家族などが当施設の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、60 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。

6. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の主治医（掛かりつけ医）において診療や入院治療を受けていただきます。また、ご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

○ 協力医療機関

医療機関の名称	榛原総合病院
所在地	牧之原市細江 2887 番地の 1

7. 当施設のサービスの特徴

（1）運営の方針

- ① 当施設の短期入所生活介護は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰において、食事、入浴、排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。
- ② 当施設の短期入所生活介護は、短期入所生活介護計画に基づき、ご利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援し、合わせて、ご利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の介護及び機能訓練等、その他必要な援助をさせていただきます。
- ③ 短期入所生活介護サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（2）施設利用に当たっての留意事項

施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- ① 持ち込みの制限 入所にあたり、以下のものは持ち込むことができません。
多額の現金、刃物類、火気類、犬・猫等ペット類

- ② 面 会 来訪者は、必ずその都度、職員に届け出てください。
生ものの持ち込みはご遠慮ください。
- ③ 喫 煙 必ず所定の喫煙所をお願いします。
- ④ 飲 酒 共同生活室をお願いします。
- ⑤ 受診時の送迎 ご家族が送迎していただきます。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情は専用窓口で受け付けます。

住所 : 〒421-0511 牧之原市片浜 1013 番地の 1

TEL : (0548)53-1230 (代)

FAX : (0548)53-1231

E-mail : seirenkai@ai.tnc.ne.jp

○苦情受付窓口担当・・・ 総務 : 川野 義和

○受付時間 ・・・ 平日 ・ 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを受付窓口に設置しています。

(2) 第三者委員の連絡先

当施設における第三者委員の連絡先です。

1. 氏名 : 山本 佐敏

住所 : 〒421-0511 牧之原市片浜 825-1

TEL : (0548)52-0347

2. 氏名 : 大石 保憲

住所 : 〒421-0522 牧之原市相良 192-6

TEL : (0548)52-1012

(3) 行政機関その他苦情受付機関

静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 静岡市葵区駿府町 1-70 (県総合社会福祉会館内) 電話番号 054-653-0840
国民健康保険団体連合会 苦情受付窓口	所在地 静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 34 号 電話番号 054-253-5590
牧之原市健康推進部 長寿介護課	所在地 牧之原市静波 991 番地 1 牧之原市総合健康福祉センターさざんか 電話番号 0548-23-0076
御前崎市高齢者介護課	所在地 御前崎市池新田 5585 番地 電話番号 0537-85-1118
吉田町高齢者支援課	所在地 榛原郡吉田町住吉 87 番地 電話番号 0548-33-2105
藤枝市介護福祉課	所在地 藤枝市岡出山 1-11-1 電話番号 054-643-3111
焼津市介護福祉課	所在地 焼津市栄 2 丁目 5-1-1 電話番号 054-626-1111

島田市長寿介護課	所在地 島田市中河町 283 番地の 1 保健福祉センターはなみずき 電話番号 0547-34-3287
菊川市健康長寿課	所在地 菊川市半済 1865 番地 菊川市総合保健福祉センタープラザ けやき 電話番号 0537-34-1111
掛川市高齢者支援課	所在地 掛川市大池 2798-11 掛川市勤労者福祉会館 電話番号 0537-21-1196

9. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

10. 非常災害対策について

(1) 消防署への報告および届出

防火管理者は、牧之原消防署へ次の業務について報告及び届出を行います。

- ① 当施設が開所し運営を開始するに際しては、牧之原消防署へ消防計画を提出し承認を得ます。
- ② 当施設の建物および施設内の諸設備の設置について、法令に基づく報告および必要な諸手続きを行います。
- ③ 消防用設備の点検ならびに火災予防上必要な検査、指導を要請します。
- ④ 消防防災訓練実施時における指導を要請します。

(2) 防火管理者の権限および業務

- ① 防火管理者は、当施設の防火管理業務に関わる一切の権限を有しています。
- ② 防火管理者は、上記消防計画の検討および実施、変更を行います。

(3) 消防防災設備

自動火災報知設備、非常警報装置（非常ベル、放送設備）、防火戸、スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、非常階段（屋内・屋外）、誘導灯および誘導標識

(4) 近隣との協力関係

入所者・利用者の避難ならびに安全の確保に関し、牧之原市、牧之原消防署、牧之原市片浜区長に避難状況等を連絡し、その後の対策について指示を受けます。

(5) 消防防災訓練

訓練種別	訓練時期
避難訓練	毎年2回以上行います。
消火訓練	毎年2回以上行います。
通報訓練	毎年1回以上行います。
夜間または夜間想定訓練	毎年1回以上行います。

(6) 非常時の対応

- ① 防火管理者は、放送設備等を通じて利用者等に火災または災害の発生を伝え、避難行動を指示すると共に、牧之原消防署、牧之原市に通報します。
- ② 利用者等に防災頭巾または防災ヘルメットを着用させます。
- ③ 職員の誘導により、駐車場等、安全な場所に避難させます。
- ④ 誘導後は人員を確認し、施設内滞留者の有無を点検し、防火管理者が確認します。
- ⑤ 牧之原市役所等関係機関に避難状況を報告します。
- ⑥ 保護者が直接来所し、引渡しを申し出たときのみ利用者を引き渡します。その際には、引き渡した相手方の住所、氏名、続柄を確認し、記録簿に記載します。

11. 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（施設長・小野田 茂喜）
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

施行：平成 17 年 12 月 1 日

改正：平成 22 年 12 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 24 年 5 月 1 日

平成 25 年 2 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 12 月 1 日

平成 30 年 8 月 15 日

平成 31 年 4 月 1 日

令和元年 5 月 1 日

令和元年 10 月 1 日

令和 2 年 10 月 1 日

令和 3 年 8 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年 12 月 1 日